

沖縄県浄化槽取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和62年沖縄県条例第14号。以下「条例」という。）に定めるほか、浄化槽の設置及び関係者の責務等に関し必要な事項を定めることにより、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、用語の意義は、法、建築基準法及び条例に定めるところによる。

(設置等の届出)

第3条 浄化槽を設置し、又は変更しようとする場合の届出等は、それぞれ次によるものとする。

1 法に基づく場合

- (1) 法第5条第1項の規定に基づく浄化槽の設置届出及び変更の届出は、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和60年9月27日厚生省・建設省令第1号）で定める様式によるものとする。
- (2) 浄化槽設置（変更）届出書は、浄化槽の設置場所を管轄する保健所長に3部提出するものとする。この場合において、保健所長は受理後、浄化槽設置（変更）届出書に受理印を押印し、その1部を設置者に返却するとともに、1部を当該設置場所を管轄する特定行政庁（建築主事を置く市町村にあっては、当該市町村長。以下同じ。）に遅滞なく送付するものとする。

2 建築基準法に基づく場合

- (1) 建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請、同法第6条の2第1項（第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は、同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく計画通知をする場合は、建築確認申請書又は計画通知書に浄化槽設置（変更）計画書（様式第1号）を3部添付するものとする。この場合において、建築主事又は指定確認検査機関は、建築基準法第93条第5項の規定に基づく保健所長への通知（様式第2号）にその1部を添付するものとする。
- (2) 保健所長は、前号の規定により建築主事又は指定確認検査機関から通知のあった浄化槽設置（変更）計画について、その保守点検及び清掃その他生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から改善の必要があると認める場合は、建築主事又は指定確認検査機関に遅滞なく意見書を送付するものとする。
- (3) 建築基準法に基づき、建築確認を受けた後、建築工事完了までの期間中に浄化槽を設置又は変更しようとする者は、浄化槽設置（変更）計画書3部を建築主事又は指定確認検査機関に提出するものとする。この場合の事務取扱いは、前各号の規定を準用する。

3 添付書類

浄化槽設置（変更）届出書及び浄化槽設置（変更）計画書には、次の書類及び図面を添付するものとする。なお、浄化槽の構造図及び仕様書並びに処理工程に変更がある場合には変更後の処理工程図を添付するものとし、その他の変更の場合は、変更部分に係る書類及び図面のみの添付でよいものとする。

- (1) 配置図
- (2) 建築物各階平面図
- (3) 屋内外排水配管図
- (4) 浄化槽設計計算書
- (5) 浄化槽構造図

- (6) 浄化槽仕様書
- (7) 浄化槽処理工程図
- (8) 処理対象人員算定書（必要に応じて）
- (9) 法定検査依頼書
- (10) 県が指定する講習会の受講済証又は、受講猶予届出書、受講免除届出書
- (11) その他必要と認められる書類

ただし、法第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき型式の認定を受けた浄化槽にあっては、認定書（浄化槽法第 16 条による更新を受けたものはその認定の写し）、建築基準法第 68 条の 10 第 1 項の規定に基づく型式適合認定書及び別添仕様書及び図面の写しを添付することにより、(4) から (7) までの書類等を省くことができる。

また、(10) の添付が困難な場合は保健所長と協議するものとする。

（浄化槽設置届出等の取り下げ）

- 第 4 条 浄化槽設置届出書を提出後に浄化槽の設置を中止した者は、速やかに浄化槽設置届出取り下げ書（様式第 3 号）を保健所長に 3 部提出するものとする。この場合において、保健所長は、受理後、1 部を届出者に返却し、1 部を当該設置場所を管轄する特定行政庁（建築主事を置く市町村にあっては、当該市町村長。以下同じ。）に遅滞なく送付（様式第 4 号）するものとする。
- 2 建築主事又は指定確認検査機関は、浄化槽設置計画書を保健所に送付後、その設置計画に変更があり、当該浄化槽の設置が中止された場合はその旨を保健所長に通知（様式第 5 号）するものとする。
 - 3 保健所長は、浄化槽設置届出取り下げ書を受理した場合及び前項の通知があった場合、浄化槽設置台帳から当該届出を削除するものとする。

（設置基準）

- 第 5 条 浄化槽を設置しようとする者は、次の基準を遵守するものとする。
- 1 浄化槽の処理対象人員算定については、「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」に準拠すること。
 - 2 浄化槽は、原則として屋外に設置すること。
 - 3 浄化槽は、生活環境の保全及び維持管理上支障のない場所に設置すること。
 - 4 浄化槽からの放流水の放流先は、放流水が停滞することなく流れる構造とし、生活環境の保全及び公衆衛生上支障のない場所とする。ただし、適当な放流先がない場合で、放流水を別に定める（放流先のない場合の放流水の処理方法）の「蒸発散方式」により処理し、かつ当該処理方法が生活環境の保全及び公衆衛生上支障のないときは、この限りではない。
また、浄化槽放流水の地下浸透処理は、地下水の汚染につながり、生活環境の保全及び公衆衛生上支障を生じる恐れがあることから、原則として禁止とする。ただし、地下浸透処理以外の放流方法が全くない場合（道路占用の不許可を理由とする場合を除く）で、放流水を（放流先のない場合の放流水の処理方法）の「地下浸透方式」により処理し、かつ当該処理方法が生活環境の保全及び公衆衛生上支障のないときは、この限りではない。その場合は、第 3 条に規定する設置等の届出にあたって、保健所長と協議しなければならない。
 - 5 建築物の増築及び用途変更等により、既設の浄化槽の処理能力を超過する恐れがある場合は、新たな処理対象人員に応じた浄化槽の設置または改造を行うこと。

（浄化槽の構造）

- 第 6 条 浄化槽の構造は、次の各号に適合するようにしなければならない。
- 1 浄化槽の構造は、「屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件（昭和 55 年建設省告示第 1292 号）」によるほか、「浄化槽の構造基準・同解説」（（財）日本建築センター発行）に準拠すること。

- 2 工場生産浄化槽の基礎は、厚さ 10cm 以上の砂利敷きの上に厚さ 10cm 以上のコンクリートを打設したもの又はこれと同等以上の効力があること。
- 3 工場生産浄化槽の上部は、外部の荷重に十分耐えられる構造で、原則として厚さ 10cm 以上のコンクリート造スラブで保護されたものであること。
- 4 屋外に設置する浄化槽の上面スラブ上端は、原則として地盤面から 3cm 以上高くし、雨水等の流入防止策を講ぜられたものであること。
- 5 浄化槽の上部に上屋を設ける場合は、維持管理上支障のない空間を確保し、衛生上支障のない換気設備及び照明設備を設けること。
- 6 浄化槽の近くには、その維持管理に必要な給水設備を設けること。
- 7 浄化槽の設置場所は、区画、柵、堀等を設け、危険防止の措置を講じること。ただし、マンホールのふたが容易に開放することができない構造であり、かつ危険を生じるおそれがない場合は、この限りではない。

(建築物の用途による制限)

- 第 7 条 建築物が飲食店、寮及び学校その他の集団給食施設等の油脂排出量が極めて多い用途に供される場合は、厨房排水の出口に油脂分離装置を設置すること。
- 2 粗大夾雑物が流出するおそれのある建築物の排出口には、荒目スクリーンと、スクリーンかす溜め槽を設けること。

(変更命令等)

- 第 8 条 浄化槽設置(変更)計画等の変更命令等の手続は、次によるものとする。
- 1 保健所長は、法第 5 条第 1 項の浄化槽設置(変更)届出書を受理した場合、法第 5 条第 2 項の規定に基づき、その保守点検及び清掃その他生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から改善の必要があると認めるときは、当該浄化槽設置者に対し浄化槽改善勧告(様式第 6 号)を行い、特定行政庁にその旨通知するものとする。
 - 2 特定行政庁は、法第 5 条第 1 項の浄化槽設置(変更)届出書を受理した場合、その構造について審査を行い、当該届出に係る浄化槽の設置又は変更の計画が浄化槽の構造に関する建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合しないと認めるときは、当該浄化槽設置者に対し浄化槽変更(廃止)命令(様式第 7 号)を行い、保健所長にその旨通知するものとする。

(使用開始の報告)

- 第 9 条 法第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づく浄化槽使用開始の報告は、浄化槽使用開始報告書(様式第 8 号)によるものとし、保健所長に 1 部提出するものとする。
- 2 添付書類
浄化槽使用開始報告書には、次の書類を添付するものとする。
 - (1) 浄化槽保守点検業者との契約書の写し
 - (2) 技術管理者の資格を証する書面(技術管理者を置かなければならない場合のみ)
 - (3) 県が指定する講習会の受講済証(第 3 条の届出等の際に県の指定する講習会の受講を猶予された者に限る)

(指定検査機関への通知)

- 第 10 条 保健所長は、法定検査依頼書を受理後、法第 57 条第 1 項の規定により指定した機関(以下「指定検査機関」という。)に、3 月以内に通知するものとする。
- 2 保健所長は、浄化槽設置変更届出書、浄化槽変更計画書、浄化槽設置届出取り下げ書、浄化槽管理者変更報告書、浄化槽廃止届出書及び浄化槽休止届出書を受理後、指定検査機関に、3 月以内に送付するものとする。

(立入検査等)

- 第 11 条 保健所長は、その職員に法に基づく立入検査を行わせた場合、必要に応じて改善事項を

指示させ、さらに勧告を行う場合は様式第9号、施設の改善を命ずる場合は様式第10号を用いるものとする。

(保守点検の記録)

第12条 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「規則」という。）第5条第2項の規定に基づく保守点検の記録は、浄化槽保守点検票（様式第11号、12号）を基準とする。

(清掃の記録)

第13条 規則第5条第2項の規定に基づく清掃の記録は、浄化槽清掃記録票（様式第13号）を基準とする。

(技術管理者の変更報告)

第14条 法第10条の2第2項の規定に基づく技術管理者の変更の報告は、浄化槽技術管理者変更報告書（様式第14号）によるものとし、保健所長に1部提出するものとする。

2 添付書類

浄化槽技術管理者変更報告書には、技術管理者の資格を証する書面の写しを添付するものとする。

(浄化槽管理者の変更報告)

第15条 法第10条の2第3項の規定に基づく浄化槽管理者の変更の報告は、浄化槽管理者変更報告書（様式第15号）によるものとし、保健所長に1部提出するものとする。

(浄化槽廃止等の届出)

第16条 法第11条の2に定める廃止の届出は、保健所長に1部提出するものとする。

2 浄化槽管理者は、その浄化槽の使用を休止したときは、その日から30日以内に、浄化槽休止届出書（様式第16号）を保健所長に1部提出するものとする。

3 第9条の規定は、前項に定める休止届出提出後、当該浄化槽の使用を再開する場合について準用する。

(浄化槽台帳の作成等)

第17条 保健所長は、次に掲げる事項を記載した浄化槽設置台帳を作成し、整理、保存の上、毎年4月末までに前年度分の当該台帳の写しを所轄市町村長あて送付するものとする。

また、各種届出等を受理した場合には、当該台帳に必要な事項を記載するものとする。

- (1) 設置者の氏名及び住所
- (2) 設置場所
- (3) 設置届出年月日
- (4) 浄化槽を設置した建築物の用途
- (5) 浄化槽の種類
- (6) 規模人員
- (7) 処理方式
- (8) 放流先
- (9) 使用開始の年月日
- (10) 浄化槽管理者の氏名
- (11) 技術管理者の氏名
- (12) 保守点検業者の名称及び主たる事務所の所在地
- (13) 浄化槽工事業者の名称及び主たる事務所の所在地
- (14) 休止年月日
- (15) 休止期間

2 保健所長は、第16条第1項の規定による届出があった場合（同規定による届出が無く

浄化槽を廃止した事実が判明した場合を含む。)は、浄化槽台帳につき、当該浄化槽の登録を削除するものとする。

(関係者の責務)

第 18 条 浄化槽製造業者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 製造及び販売のルートを常に把握しておくこと。
- (2) 浄化槽設置者に浄化槽の使用方法及び維持管理の必要性について説明書等作成し、浄化槽を販売する際添付すること。
- (3) 浄化槽工事業業者及び浄化槽保守点検業者に、必要に応じてその工事方法又は保守点検方法について技術研修を行うこと。

2 浄化槽工事業業者及び特例浄化槽工事業業者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 浄化槽工事を請け負った場合、当該浄化槽に係る設置手続等について浄化槽設置者に説明するとともに、その手続の委託を受けたときには、速やかに手続を行うこと。
- (2) 浄化槽設置者に、浄化槽の使用方法及び維持管理の必要性について説明すること。
- (3) 法第 7 条の規定による設置後等の水質検査について説明するとともに、その手続の委託を受けたときは、速やかに手続を行うこと。
- (4) 規則第 5 条第 1 項の規定に基づく最初の保守点検を行うときまでに、その保守点検を行う者に、当該浄化槽の維持管理上必要な書類を送付すること。

3 浄化槽保守点検業者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 浄化槽管理者等に、規則第 1 条の規定に基づく準則について説明すること。
- (2) 法第 7 条の規定による設置後等の水質検査及び法第 11 条の規定に基づく定期検査について説明するとともに、その手続の委託を受けたときは、速やかに手続を行うこと。
- (3) 規則第 5 条第 1 項の規定に基づく最初の保守点検を行った場合、浄化槽管理者に浄化槽使用開始報告書の提出について説明するとともに、その手続の委託を受けたときは、速やかに手続を行うこと。
- (4) 保守点検の委託にあたっては、保健所と連携を密にし、設置届出等のない浄化槽の発見に協力すること。
- (5) 浄化槽清掃業者と連携をとること。

4 浄化槽清掃業者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 浄化槽管理者又は浄化槽保守点検業者から浄化槽の清掃について通知があったときは、速やかに清掃を実施すること。
- (2) 清掃の委託にあたっては、保健所と連携を密にし、設置届出のない浄化槽の発見に協力すること。
- (3) 浄化槽の保守点検業者と連携を密にすること。

5 浄化槽設置者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 浄化槽関係法令等に定める事項を認識し、必要な手続を遅滞なく行うこと。
- (2) 浄化槽管理者を明確にし、維持管理体制を確立すること。

6 浄化槽管理者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 浄化槽の保守点検又は清掃は、原則として浄化槽保守点検業者又は浄化槽清掃業者に委託すること。
- (2) 浄化槽の使用者に、規則第 1 条の規定に基づく準則について説明すること。
- (3) 法第 7 条の規定に基づく設置後の水質検査及び法第 11 条の規定に基づく定期検査を受検し、改善等が必要と認められたときには、速やかに所要の措置を講じること。

附 則

第 1 この要綱は、平成元年 7 月 1 日から施行する。

第 2 し尿浄化槽の設置等に関する指導要領（昭和 51 年 10 月 20 日制定）は、廃止する。

附 則

第1 この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

第1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

第1 この要綱は、平成21年7月31日から施行する。

別紙

〈放流先のない場合の放流水の処理法〉

(蒸発散方式)

- 1 蒸発散施設を設置するための十分な敷地を有すること。
- 2 浄化槽の2次処理後の排水を対象とすること。
- 3 隣地から3m以上離れていること。
- 4 構造は次によるものとする。
 - (1)蒸発散槽は、鉄筋コンクリート又はこれと同等以上の耐水材料で造り、かつ、土圧及び水圧等の荷重に対し安全な構造であること。
 - (2)側盤は、地盤面（G L）から原則として10cm以上立ち上げること。
 - (3)蒸発散槽の表面積（垂直投影面積）は、一般砂の場合で、単独処理浄化槽にあつては処理対象人員の一人当たり2m²以上の必要な面積とし、合併処理浄化槽にあつては、日平均水量20ℓ当たり1m²以上の必要な面積とすること。
 - (4)蒸発散槽の内部構造は、表面積1m²当たり20ℓの蒸発散量を確保できる構造とすること。
 - (5)蒸発散槽から溢流を防止するため蒸発散と連結した貯留槽を設けること。
 - (6)雨水が浸入しないように、蒸発表面を盛土し、中心から周囲に勾配を設けた構造とし、中心部の盛土厚は、地盤面（G L）から10cm以上とすること。

(地下浸透方式)

- 1 BOD10mg/ℓ以下、全窒素10mg/ℓ以下の処理能力を有する浄化槽であること。
- 2 地下浸透処理装置が、昭和55年建設省告示第1292号第5の構造に準ずること。

様式第1号

浄化槽設置(変更)計画書

年 月 日

建築主 事 殿

設置者の住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)

㊦

電話番号

次のとおり浄化槽を設置(変更)したいので、(建築確認申請書・計画通知書・設計変更申請書)を添えて提出します。

1. 設置場所の地名地番			
2. 種類	①浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 (名称 認定番号) ②その他(告示第 号 の 方式)		
3. 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水		
4. 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	m ²		
5. 処理対象人員及び算定根拠	人		
6. 処理能力	イ. 日平均汚水量	m ³ /日	
	ロ. 生物化学的酸素要求量の除去率	%	
	ハ. 放流水の生物化学的酸素要求量	mg/l	
7. 放流先又は放流方法	①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤地下浸透 ⑥その他 ()		
8. 工事を行う予定の浄化槽工事者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称 登録番号		
9. 着工予定年月日	年 月 日	10. 使用開始予定年月日	年 月 日
11. 付近の見取図 別紙のとおり			
12. その他特記すべき事項			

(注意)

- 2欄、3欄及び7欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- 11欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。
- 12欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。

浄化槽設置届出取り下げ書

年 月 日

保 健 所 長 殿

〔 法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

設置者 住所
氏名
電話番号

印

下記のとおり浄化槽の設置を中止したので、届け出ます。

記

設 置 場 所	
設 置 届 出 等 年 月 日	年 月 日
中 止 の 理 由	
中止した浄化槽の種類、人槽	

第 号
年 月 日

特 定 行 政 庁 殿

〇〇保健所長 印

浄化槽設置届出書の取り下げについて（通知）

浄化槽法第5条第1項の規定に基づき届出のありました下記の者について浄化槽設置届出書の取り下げがありましたので、通知します。

記

（ 住 所 ）

（ 氏 名 ）

第 号
年 月 日

保 健 所 長 殿

(建築主事(氏名)又は指定確認検査機関(名称))

印

浄化槽設置の中止について(通知)

建築基準法第93条第5項の規定に基づき〇〇年〇月〇日〇〇第〇号で通知しました下記の方について浄化槽の設置を中止する旨の申請等がありましたので、通知します。

記

(住 所)

(氏 名)

第 号
年 月 日

殿

〇〇保健所長 ㊟
(〒 住 所)

浄化槽の (設置
変更) の計画の改善について (勧告)

年 月 日付で届出のあった浄化槽の (設置
変更) の計画については、浄化槽
法第5条第2項の規定により、次のとおり計画を改善するよう勧告します。

1. 浄化槽の設置場所及び名称、処理方式、規模 (人槽及び汚水量)
2. 改善事項

指令 第 号

名称又は住所及び氏名

年 月 日付で届出のあった浄化槽の（^{設置}_{変更}）の計画については、浄化槽
法第5条第3項の規定により、次のとおり計画の（^{変更}_{廃止}）を命じます。

1. 浄化槽の設置場所及び名称、処理方式、規模（人槽及び汚水量）
2. 変更を命じる内容
3. （^{変更}_{廃止}）を命じる理由

年 月 日

特 定 行 政 庁

㊟

- 1 この処分について、不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、特定行政庁に異議申立てすることができます。
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、特定行政庁を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

浄化槽使用開始報告書

年 月 日

保健所長 殿

〔法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

管理者 住所
氏名
電話番号

印

下記のとおり浄化槽の使用を開始したので、浄化槽法第10条の2第1項の規定により報告します。

記

浄化槽の型式及び規模	
設置場所	
設置届出年月日	年 月 日
使用開始年月日	年 月 日
技術管理者の住所及び氏名 〔処理対象人員が501人以上の浄化槽に限る〕	
浄化槽保守点検業者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	知事登録第 号
浄化槽清掃業者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	

- 添付書類
- ・浄化槽保守点検業者との契約書の写し
 - ・技術管理者の資格を証する書面（処理対象人員が501人以上の浄化槽に限る）
 - ・県が指定する講習会の受講済証（第3条の届出等の際に県の指定する講習会の受講を猶予された者に限る）

年 月 日

〔 氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名 〕

殿

〇〇保健所長 印
(〒住所)

浄化槽維持管理の改善について(勧告)

浄化槽法第12条第1項の規定により、浄化槽の保守点検(清掃)について改善するよう勧告します。

なお、この措置に対してあなたがとられる改善措置を 年 月 日までに報告してください。

1. 浄化槽の設置場所及び名称、処理方式、規模(人槽及び汚水量)
2. 改善しなければならない事項

様式第10号

指令 保第 号

浄化槽法第12条第2項の規定により、浄化槽の保守点検（清掃）について改善を命じます。

1. 浄化槽の設置場所及び名称、処理方式、規模（人槽及び汚水量）
2. 改善をしなければならない事項
3. 改善の期限 年 月 日
4. 改善を必要とする理由

年 月 日

〇〇保健所長（氏名）

印

- 1 この処分について、不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、沖縄県知事に審査請求をすることができます。
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第11号

単独処理浄化槽保守点検票

登録番号 ()

管理者氏名 _____ 社名 _____
 住 所 _____ 殿 住所 _____
 設置場所 _____ TEL _____

印

保守点検日	年 月 日	浄化槽管理士	印
天 候	晴・曇・雨 (気温 ℃)	浄化槽型式	
実使用人員		規 模	人槽 m ²
放 流 先	側溝・河川・()	建 築 用 途	

共通項目	部位	流入管	放流管
	異物の付着	有・無	有・無
こう配	良・否	良・否	
接続部の状況	良・否	良・否	
異水の流入	有・無	有・無	
スクリーンの目づまり閉塞	有・無		
異物の流入	有・無		
槽の水平	良・否		
漏水 ()	有・無		
周囲の状況	スラブ・マンホール	良・否	
	通気の状態	良・否	
	槽上の器物	有・無	
	臭気・騒音	有・無	
使用洗浄水量	多・適・少		
腐敗・沈殿分離室	スカムの生成量		cm
	汚泥の堆積量		cm
	予備ろ過槽状況	良・否	
	排気筒の状況	適・否・無	
	移流部の状況	良・否	
	スロット・バップル	良・否	
	沈殿室浮上物	有・無	
	衛生害虫	有・無	
散水ろ床	散水状態	均・不均	
	異物の付着	有・無	
	生物膜の状況	良・否	
	ろ床の閉塞	有・無	
	樋の状況	良・老朽	
平面酸化床	流水状況	均・不均	
	異物の付着	有・無	
	隔壁の状況	均・老朽	
	生物膜の状況	良・否	
	汚泥の沈積	有・無	
衛生害虫	有・無		
地下砂ろ過状況	良・否		
地下浸透状況	良・否		

ばつ気室	DO mg/ℓ	SV %
	色相 黄茶灰黒	臭気 強弱微
	個液分離状況	良・否
	泡の発生	有・無
	旋回流の状況	均・不均
	散気・攪拌つまり	有・無
	〃 〃 からみ	有・無
	異物の流入・密着	有・無
	ばつ気、攪拌調整	良・否
	DO mg/ℓ	透明度 cm
色相	臭気	
泡の発生	有・無	
散気装置つまり	有・無	
〃 からみ	有・無	
旋回流の状況	均・不均	
接触材の状況	良・否	
生物膜の状況	良・否	
剥離汚泥状況	多・少・無	
逆洗・移送状況	良 済 不要	
回転板速度	良・否	
スカムの生成	多 中 少 無	
越流ぜきの水平	均・不均	
異物の付着	有・無	
返送汚泥状況	良・否	
消毒室	消毒の状況	良・否
沈殿物	多・少・無	
薬剤補填状況	有・無	
器械等	振動音	強・中・弱
	給油	良・済
	ベルト・クリーナー	良・否
放流水	水 温	
	外 観	良・不 良
	臭 気	強・弱・微
	P H 値	
	透 視 度	cm
	亜硝酸反応	+
	水素イオン	mg/ℓ
残留塩素	mg/ℓ	

※機器の電源は異常時以外切らないでください。
 ※異常を感じましたらすみやかにご連絡ください。

※この点検票は三年間保存してください。

A調査済 B修理済 C除去済 D除去剤 F改善要す G調整要す V異常なし

備 考

設置者 (施設名) _____ 殿

社名 任所 TEL

登録番号() 印

設置場所 _____

保守点検日 年月日(曜日) 技術管理者 印
時間 時~時 浄化槽管理士 印
天候 (気温℃) 形式
実使用量 人(m3) 規模 人(m3)
世帯数 世帯 処理目標水質 BOD mg/l・SS mg/l

共通項目
流入管及び放流管の状況 良 不良()
流入における水の流れ方 良 不良()
単位装置及び付属機器類の設置の位置 良 不良()
周辺 悪臭 無 有()
カ・ハエの発生 無 有()
騒音 無 有()
その他()
スクリーン 荒目 多・中・少 電流(A) 目づまり・閉塞 無・有
細目 多・中・少 電流(A) 目づまり・閉塞 無・有
微細目 多・中・少 電流(A) 目づまり・閉塞 無・有
砂溜り 散気装置 無・有 散気装置の機能 無・有
沈砂槽 沈殿物 多・中・少
コミュニケーター 作動状況 良・不良 電流(A)
グリッド補給 良・済
原水槽 スカム 有・無 汚泥 有・無
沈殿分離槽 スカム 第1室 cm 第2室 cm 第3室 cm
汚泥 第1室 cm 第2室 cm 第3室 cm
移流水 臭気(強・中・弱) 透明度 cm
カ・ハエの発生 無・有()
二階タンク 消化槽 スカム cm 汚泥 cm
沈殿槽 浮上物 無・有()
移流水 臭気(強・中・弱) 透明度 cm
カ・ハエの発生 無・有()
調整槽 スカム 無・有()
汚泥 無・有()
散気装置 散気・ジェットポンプ 目づまり・からみ 無・有
自動運転 良・不良()
計量装置 良・不良()
設定水量()
移流水 臭気() 透明度(cm)
散水ろ床 ポンプ外 散水状況 均・不均
異物付着 無・有
ポンプ作動 良・不良
ろ床臭気 強・弱・微
機能 良・不良
分水装置 沈殿槽 (m3/時)
ポンプ外 (m3/時)

回転板 速度(良・否) 臭気(強・弱・微)
生物膜 第1 厚・中・薄 第2 厚・中・薄
第3 厚・中・薄 第4 厚・中・薄
透視度 第1 cm 第2 cm
第3 cm 第4 cm
堆積汚泥 無・有() 水温℃
ばっ気状況 散気装置 エアレーション 良・不良
目づまり(無・有) 異物付着(無・有)
旋回流の状況(良・否) 泡の発生(無・有)
SV30 % 沈殿分離性 良・否
PH 水温℃
DO No.1 mg/l No.2 mg/l
No.3 mg/l No.3 mg/l
汚泥色相 黄・茶・灰・黒
送風量 m3/時
消泡装置 良・不良()
ばっ気状況 散気装置 エアレーション 良・不良
目づまり(無・有) 異物付着(無・有)
旋回流の状況(良・否) 泡の発生(無・有)
接触材 第1槽(良・否) 第2槽(良・否)
(生物膜状況) 第3槽(良・否) 第3槽(良・否)
接触材の固定状況 良・否()
PH 水温℃
DO No.1 mg/l No.2 mg/l
No.3 mg/l No.3 mg/l
透視度 No.1 mg/l No.2 mg/l
No.3 mg/l No.3 mg/l
接触材逆洗 要・不要 装置 良・不良
はくり汚泥移送 要・不要・自動 装置 良・不良
消泡装置 良・不良()
汚泥移送装置 良・不良()
スカム(多・少・無) 臭気(多・少・無)
汚泥(多・少・無) 搬出量(m3)
沈殿槽 スカム 無・有(cm)
スカムスキーマー 良・否 作動状況 手動・自動
越流せき 均・不均 異物付着 無・有
消毒剤 有・無(補給 kg)
残留塩素 mg/l 接水状況(良・不良)
沈殿物(スカム・汚泥) 多・少・無
放流水質 水温℃ 外観 良・不良
臭気 強・弱・微 色相
透視度 cm 亜硝酸反応 +・-
残留塩素 mg/l PH

※異常を感じましたらすみやかにご連絡下さい。
※機器の電源は異常時以外切らないで下さい。
※この点検票は三年間保存して下さい。

機器名 電流 A 音 オイル グリス ベルト フィルター チャッキ・配管 圧力kg/cm3
フロアー 1 強・弱 良・補・交 良・補・交 良・交 良・済・交 良・否
2 強・弱 良・補・交 良・補・交 良・交 良・済・交 良・否
3 強・弱 良・補・交 良・補・交 良・交 良・済・交 良・否
4 強・弱 良・補・交 良・補・交 良・交 良・済・交 良・否
ポンプ類・他 電流 A 音 オイル グリス 自動運転 チャッキ・配管 備考
原水ポンプ 1 強・弱 良・補・交 良・補・交 良・否 良・否
2 強・弱 良・補・交 良・補・交 良・否 良・否
調整ポンプ 1 強・弱 良・補・交 良・補・交 良・否 良・否
2 強・弱 良・補・交 良・補・交 良・否 良・否
放流ポンプ 1 強・弱 良・補・交 良・補・交 良・否 良・否
2 強・弱 良・補・交 良・補・交 良・否 良・否
消泡ポンプ 強・弱 良・補・交 良・補・交 良・否 良・否
汚泥ポンプ 強・弱 良・補・交 良・補・交 良・否 良・否
汚泥掃寄機 強・弱 良・補・交 良・補・交
排風機 強・弱 良・補・交 良・補・交
換気扇 強・弱 良・補・交 良・補・交
電圧 V

特記事項

浄化槽清掃記録票

清掃実施年月日		年 月 日		前回清掃からの間隔		月		
建築物	名称				浄化槽管理者			
	住所又は所在地				電話			
浄化槽	大きさ	人槽	m ³ /日	処理方式	単独合併 ()			
浄化槽保守点検業者		氏名			電話	清掃の依頼があった日	月 日	
作業内容	共通	単位装置等	清掃の有無	単位装置等	清掃の有無	単位装置等	清掃の有無	
		流入管きよ		沈殿分離室		越流ぜき		
		インバートます		ばっ気室		消毒室		
	腐敗	スクリーン設備	全ばっ気・分離ばっ気方式	ブロワー吸気口				
		移流管・移流口		散気装置 ばつき攪拌装置				
		流出口		沈殿室		沈殿分離室		
	室内	放流管きよ		越流ぜき		流入ポンプ槽		
		一次処理装置		消毒室		流量調整槽		
		散水ろ床				計量与水装置		
	方	平面酸化床				越流ぜき		
		排水ポンプのスイッチ		沈殿分離室		消毒槽		
		送気口		接触ばっ気室		排水ポンプ槽		
	式	排気管		濾床(逆洗)		汚でい濃縮貯留槽		
		消毒室		ブロワー吸気口		汚でい貯留槽		
				散気装置 ばつき攪拌装置		汚でい濃縮槽		
		沈殿室						
搬出浄化槽汚泥の処分先					浄化槽汚泥引き抜き量	m ³		
特記事項								
浄化槽清掃業者	名称 (電話番号)				代表者氏名			
	所在地				許可年月日 許可番号			

浄化槽技術管理者変更報告書

年 月 日

保健所長 殿

〔 法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

管理者 住所
氏名
電話番号

印

下記のとおり浄化槽の技術管理者を変更したので、浄化槽法第10条の2第2項の規定により報告します。

記

設 置 場 所	
変更前の技術管理者の氏名	
変更後の技術管理者の氏名	
変 更 年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 年 月 日	年 月 日

添付書類 技術管理者の資格を証する書面

浄化槽管理者変更報告書

年 月 日

保健所長 殿

管理者 住所
氏名
電話番号

〔法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

印

下記のとおり浄化槽管理者を変更したので、浄化槽法第10条の2第3項の規定により報告します。

記

設 置 場 所	
変更前の浄化槽管理者の 氏名又は名称	
変 更 年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 年 月 日	年 月 日

浄化槽休止届出書

年 月 日

保健所長 殿

管理者 住所
氏名
電話番号

〔法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

印

下記のとおり浄化槽を休止したので、届け出ます。

記

設 置 場 所	
設 置 届 出 年 月 日	年 月 日
休 止 年 月 日	年 月 日
休 止 の 理 由	
休 止 期 間	
休止した浄化槽の種類、人槽	